

一 月収三十円以上五十円未満の者は五十円以上  
 二月収五十円以上百円未満の者は十円以上  
 三月収百円以上の者は十五円以上  
 但し上下兩期を合算して欠損を生じたる場合は定期算給を停止す

三 毎期の決算報告書は公開願ひ度きこと

四 毎期利益金の三割を出資者側以外の全従業員に賞与としを給上願ひ度きこと  
 但し出資者側の給料以外の個人支出は利益金としを計上願ひ度きこと

五 三須給男氏に功労金若干円給上願ひ度きこと

六 会社の経営に關しては社員を選出せる五名の代表委員と全員の代表委員の  
 度きこと

七 全資会社主権會と解散して株式會社主権會と組織し従業員中の希望者  
 と株主に加へる様願ひ度きこと

八 退職手当規定を左記の通り即以前願ひ度きこと

第一條 下三ヶ月上の勤続年数に依り  
 一 勤続年数一ヶ月上は勤続年数と前へたること  
 二 勤続年数二ヶ月上は勤続年数としこと  
 三 勤続年数三ヶ月上は勤続年数としこと

削除すること

第二條 前條に該當する積立金は左の通り即現金と以つて全額支給す  
 五年未満の者

滿五年以上十年未満の者  
 退職當受くる俸給の三ヶ月分に勤続年数  
 と乘したる額

滿十年以上  
 退職當受くる俸給の三ヶ月分に勤続年数  
 と乘したる額

退職當受くる俸給の三ヶ月分に勤続年数  
 と乘したる額

第三條 全文削除す  
 一 但し功績の有無は社員代表委員会の議決に依りて決定す可也

第五條 自己の都合に依り退職する者にも第三條の規定を適用す  
 一 但し三ヶ月前に改訂

第六條 一 但し三ヶ月前に改訂

第八條 一 但し本項の適用は社員代表委員会が議決に依り決定す可也

第九條 全文削除す

大抵召着の手当は全額支給願ひ度きこと  
 但し株主は職手当支給の場合に本項の規定を適用せよ  
 一 本項の規定は株主に適用しは不得は絶對に於ては様願ひ度きこと  
 二 本項の規定は一切会社に於て員當願ひ度きこと  
 以上